

平成２６年度補正予算
地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
（省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業）
公募要領

平成２７年３月
省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局

目 次

ページ

内容

0. 補助金を交付申請又は受給される皆様へ	1
1. 事業の目的・補助対象事業について	2
(1) 事業の目的	2
(2) 事業の名称	2
(3) 予算額	2
(4) 補助対象となる事業	2
(5) 事業スキーム	3
(6) 補助対象事業者及び申請単位	4
(7) 補助対象経費	5
(8) 補助率・補助上限額	6
(9) 公募	6
(10) 補助事業期間	6
(11) スケジュール	7
2. 各事業者の対象要件について	8
(1) 補助対象事業者について	8
(2) 協力事業者について	9
(3) 支援対象者について	10
3. 応募申請～交付決定	11
(1) 事業の公募	11
(2) 公募の期間	11
(3) 応募申請	11
(4) 審査	12
(5) 採択決定	12

(6) 交付申請.....	13
(7) 交付決定.....	13
4. 補助事業の開始～完了.....	14
(1) 補助事業の開始.....	14
(2) 進捗状況の定期報告.....	14
(3) 支援実績の公表.....	14
(4) 補助事業の完了.....	14
(5) 中間報告～補助金の中間支払い.....	14
(6) 実績報告～補助金の支払い.....	15
(7) 補助金の支払い以降.....	15
5. 本事業に関するお問合せ先.....	16
6. 参考資料（書類提出方法等）.....	17

0. 補助金を交付申請又は受給される皆様へ

本補助金は公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局（以下、「運営事務局」という。）としまして、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し交付の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、補助金の交付申請又は受給を行っていただきますようお願いします。

- （１）補助金の申請者が運営事務局に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
- （２）運営事務局から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた経費等については、補助金の交付対象とはなりません。
- （３）補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）がある場合、当該資産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用、売却、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保提供等）に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について運営事務局の承認を受けなければなりません。なお、運営事務局は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- （４）また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、運営事務局として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- （５）上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただくことになります。併せて、新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。
- （６）なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）の第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

1. 事業の目的・補助対象事業について

(1) 事業の目的

中小企業及び個人事業主（以下、「中小企業等」という。）の省エネルギー等に係る課題・支援ニーズは、内外環境の変化により複雑化・高度化・専門化しており、省エネルギーに関する診断を実施した後も中小企業等における省エネルギーに係る取組は、具体的な方法や第三者のアドバイス等のフォローアップが必要な状態で停滞をしている状況にある。

本事業はそのような中小企業等に対して、省エネルギーに係る現状の把握と情報の整備、取組の計画（P l a n）、実施（D o）、確認検証（C h e c k）、計画の見直し（A c t i o n）の各段階においてきめ細かな対応が行えるように支援を行うことによって、省エネルギー相談地域プラットフォーム構築を推進し、ひいては中小企業等の省エネルギーに係る取組を促すことを目的とする。

※中小企業とは、中小企業基本法第2条において定められるものを指す。

(2) 事業の名称

平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
（省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業）

※本補助金（地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金）は経済産業省補助事業であり、執行団体は一般社団法人環境共創イニシアチブ（略称、S I I）が担っている。本事業（省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業）は、S I I内に設置された運営事務局（省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局）が実施する。なお、運営事務局の業務の一部は委託先である株式会社野村総合研究所が実施する。

(3) 予算額

4. 5億円程度

(4) 補助対象となる事業

地域において省エネルギーに係る診断、計画策定支援及び設備更新計画支援等について、自治体及び中小企業等支援に優れた能力・知識・経験等を有する専門家等（以下、「協力事業者」という。）と連携し、地域の中小企業等（以下、「支援対象者」という。）による省エネルギーに係る取組を支援する。

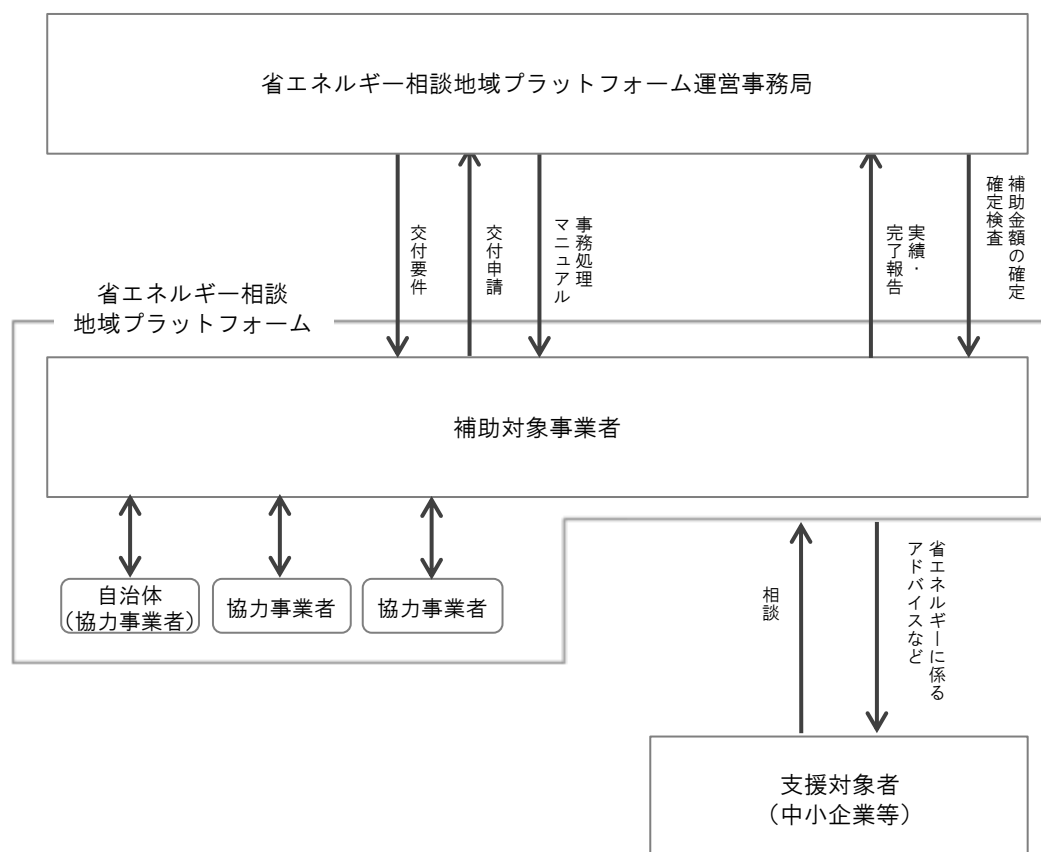
具体的には、支援対象者が実施する省エネルギーに係る取組に対し、補助対象事業者が次に掲げる業務をコーディネートし、支援対象者の取組が円滑に行われるための支援を実施する。

- 1) 省エネルギーに関する現状把握、情報整備
 - ・省エネルギーに関する診断の案内
 - ・省エネルギー実施事例の紹介、社員教育 等
- 2) 省エネルギーに関する取組の計画（P l a n）（※）
 - ・中小企業等の実態を踏まえた具体的な省エネルギーの計画の策定支援 等

- 3) 省エネルギーに関する取組の実施 (D o) (※)
 - ・省エネルギーの計画に基づく設備更新計画の策定支援
 - ・省エネルギーに関する補助金及び融資制度等の案内 等
- 4) 省エネルギーに関する取組の確認検証 (C h e c k)、
 - ・進捗状況の確認、フォローアップ
 - ・省エネルギー効果の検証 等
- 5) 省エネルギーに関する取組の計画見直し (A c t i o n)
 - ・省エネルギーの計画の見直し支援 等

※ 本事業は、支援対象者の「具体的な方法や第三者のアドバイス等のフォローアップが必要な状態で停滞をしている状況」に対して支援を行うことを目的としているため、上記2)、3) が特に重要な活動となる。

(5) 事業スキーム



補助対象事業者、協力事業者及び支援対象者の業務及び要件はp9以降参照。

(6) 補助対象事業者及び申請単位

補助対象事業者は、下記の要件を満たす事業者であることとする。

- 1) 補助対象事業者は、地域に立脚した中小企業等の支援を業務としている事業者（法人、団体、組合）であること。但し、自治体以外の法人、団体、組合においては支援対象地域の自治体の合意のもと、協力事業者に必ず自治体を入れた体制を組むこと。想定している補助対象事業者の例は以下の通り。
 - ・自治体
 - ・商工会、都道府県商工会連合会
 - ・商工会議所
 - ・都道府県中小企業団体中央会
 - ・都道府県商店街振興組合連合会
 - ・中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条に定める指定法人
 - ・地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合
 - ・その他これまでの実績等に照らし、適切な専門家派遣を実施する能力があると認められる法人、団体、組合
- 2) 日本国内の支援対象地域に拠点を有していること。
- 3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- 4) 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 5) 5社以上の支援対象者に対して活動が行える体制及び計画を有すること。
- 6) 運営事務局より依頼するアンケート、ヒアリング等（協力事業者、支援対象者を対象とするものも含む）へ協力できること。
- 7) 協力事業者及び支援対象者に対して、支援実績等が運営事務局Webページで公開されること等への了解を得ること。
- 8) 補助事業完了後も中長期的に活動を継続する体制及び計画を有すること。

※申請単位は、当該事業を実施しようとする補助対象事業者を代表者とし、1者以上の協力事業者と体制を組むこととする。なお、補助対象事業者もしくは協力事業者の中に、必ず1者以上はエネルギー関連の国家資格（p10の協力事業者の要件を参照）を保有している者を含むこと。

(7) 補助対象経費

補助対象事業者が支援活動を行う上で必要となる以下の経費を補助する。

区分	細目	備考
謝金	協力事業者派遣謝金	補助事業者が支援対象者に協力事業者を派遣する際に、補助事業者から協力事業者へ支払う謝金。 ※同一の支援対象者には、20 人回の派遣まで謝金を計上することができる。(20 人回を超える派遣については、実施をしても構わないが、補助の対象とはならない。) ※謝金の単価は、原則補助対象事業者の内規に従うこと。内規がない場合もしくは運営事務局が不適切な単価と判断した場合は、運営事務局が別途定める規定に従うこと。
旅費	協力事業者旅費	協力事業者が支援対象者の事業所へ出張する際の費用。 ※同一の支援対象者には、20 人回の派遣まで旅費を計上することができる。(20 人回を超える派遣については、実施をしても構わないが、補助の対象とはならない。)
	補助事業者旅費	補助事業者が支援対象者の事業所へ出張する際の費用。
補助員人件費	臨時職員雇用経費	事業を実施するために必要な業務補助を行う補助員（アルバイト等）の賃金。 ※新規かつ専業で雇用した補助員への人件費に限る。
その他諸経費		事業を実施するために必要な会議費、事務機器等貸借料費、通信運搬費、印刷費、資料費、備品及び消耗品購入費、その他事業を行うために必要な経費。 (例: 補助員の新規雇用に伴う事務機器のリース料、支援対象者候補への情報発信に係る外注費、印刷製本費、等) ※補助事業専用で使用するものに限る。 ※資産となる経費（取得価格が 20 万円以上の物品購入費等）は原則対象外。

以下の経費については補助対象外とする。

- ・ 本補助金の申請書作成に係る費用
- ・ 事務所借料費
- ・ 「省エネルギー対策導入促進事業費補助金」で実施する「省エネ・節電無料診断」に係る費用
- ・ 同一支援対象者への20人回を超える協力事業者派遣に係る謝金及び旅費
- ・ 協力事業者の営業活動（自社省エネ設備の販促等）となる経費
- ・ 補助対象事業者の営業活動及び営利活動となる経費
- ・ その他運営事務局が補助対象外と判断したもの

※補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

（８）補助率・補助上限額

【補 助 率】 定額

【補助上限額】 補助対象事業者1者にあたり、最大10百万円（税抜）

※補助対象経費が補助額の上限を上回る場合、申請された事業が補助対象として交付決定をされれば、補助額の上限の範囲内で交付される。

（９）公募

1) 公募期間

平成27年3月18日（水）～平成27年4月16日（木）12：00（必着）

※交付決定前に実施している事業に係る経費については、全て補助対象外とする。

2) 一般公募説明会

一般公募説明会を上記受付期間中に開催する。開催日程、及び申し込み方法については、別途本事業のWebページにて告知する（<http://shoene-pf.jp>）。

（１０）補助事業期間

1) 補助事業実施期間

平成27年5月中（交付決定日以降）～平成28年1月15日（金）

2) 補助事業中間報告提出期限

平成27年10月15日（金）（必着）

3) 補助事業完了期限（※補助事業完了報告書提出期限）

平成28年1月15日（金）

※原則、上記期限までに事業に係る全ての支払いを完了することとする。

4) 補助事業実績報告書提出期限

補助事業完了の日から起算して30日以内

(11) スケジュール

以下のスケジュールで補助事業を実施する。

※なお、必要に応じて4月27日(月)、28日(火)のいずれかに面談審査を実施する。
面談審査の有無、及び詳細については、書類受付後に個別に通知する。

時期		実施事項
平成 27 年	3 月	3 月 18 日 公募受付開始 3 月 19 日～26 日 一般公募説明会開催
	4 月	4 月 16 日 公募受付〆切 4 月 27、28 日 面談審査 ※必要に応じて実施 4 月下旬 採択決定
	5 月	5 月上旬 採択事業者向け説明会開催 5 月中 交付決定、補助事業開始
	6 月	
	7 月	
	8 月	
	9 月	
	10 月	10 月 15 日 補助事業中間報告書提出期限 10 月中旬 中間検査
	11 月	11 月中旬 補助金中間支払い
	12 月	
平成 28 年	1 月	1 月 15 日 補助事業完了期限 (※補助事業完了報告書提出期限)
	2 月	2 月 14 日 補助事業実績報告書提出最終期限 2 月中旬 確定検査
	3 月	3 月中旬 補助金支払い

2. 各事業者の対象要件について

各事業者（補助対象事業者、協力事業者、支援対象者）についての要件を以下に定める。

（1）補助対象事業者について

補助対象事業者は、中小企業等の相談窓口として対応する職員（補助員を除く）を配置し（複数拠点がある場合には各拠点に1名以上）、中小企業等の省エネルギーに係る課題に対し、支援に優れた能力・知見・実績等を有する協力事業者と連携し、きめ細かな支援を行うためのコーディネートをする。

①業務

補助対象事業者は、補助対象となる業務（1.（4）1）～5））を実施するために必要な協力事業者のコーディネート及び中小企業等への派遣の窓口機能を担う。また、自主的な取組として、各事業者（補助対象事業者、協力事業者、支援対象者）が連携し、次のような取組を行う。

- 1）国等の中小企業支援策に関する情報の発信
- 2）省エネルギーに関するセミナー等の実施
- 3）ビジネスマッチングイベントの実施
- 4）省エネルギー相談地域プラットフォーム内の連携強化、情報共有のための連絡会議等の実施
- 5）省エネルギー相談地域プラットフォームの支援能力向上のための取組

②要件

補助対象事業者は、以下の要件を満たす事業者であること。

- 1）補助対象事業者は、地域に立脚した中小企業の支援を主たる業務としている事業者（法人、団体、組合）であること。但し、自治体以外の法人、団体、組合においては支援対象地域の自治体の合意のもと、協力事業者に必ず自治体を入れた体制を組むこと。想定している事業者の例は以下の通り。
 - ・自治体
 - ・商工会、都道府県商工会連合会
 - ・商工会議所
 - ・都道府県中小企業団体中央会
 - ・都道府県商店街振興組合連合会
 - ・中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条に定める指定法人
 - ・地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合
 - ・その他これまでの実績等に照らし、適切な専門家派遣を実施する能力があると認められる法人、団体、組合
- 2）日本国内の支援対象地域に拠点を有していること。
- 3）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- 4）経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 5）5社以上の支援対象者に対して活動が行える体制及び計画を有すること。
- 6）運営事務局より依頼するアンケート、ヒアリング等（協力事業者、支援対象者を対象

とするものも含む）へ協力できること。

7) 協力事業者及び支援対象者に対して、支援実績等が運営事務局のWebページで公開されること等への了解を得ること。

8) 補助事業完了後も中長期的に活動を継続する体制及び計画を有すること。

③体制

補助対象事業者は、中小企業等の相談窓口として対応する職員（補助員を除く）を配置し（複数拠点がある場合には各拠点に1名以上）、協力事業者と連携して事業を実施すること。なお、補助対象事業者もしくは協力事業者の中には必ず1人以上はエネルギー関連の国家資格（後述の協力事業者要件を参照）を保有している者を含むこと。

（2）協力事業者について

原則として、補助対象事業者の支援対象地域も含めて活動している事業者・個人とする。また、協力事業者は補助対象事業者と連携し、本補助事業に取り組むものとする。なお、協力事業者の登録は個人単位とする。

①業務

協力事業者は、補助対象事業者のコーディネートの下、支援対象者の経営課題や事業課題等に対して、専門領域におけるアドバイス等を実施し、支援対象者の省エネルギーに係る課題を解決するための支援を行う。

②要件

1) 協力事業者（自治体の職員を除く）は、次に該当する資格を有する者であること（※）。

（※下記資格を有しないものの、有資格者と同等の能力を有することが、業務経歴書や所属法人からの証明書等により判断ができる場合は、特例として認めることがある。）

【エネルギー関連の国家資格】

- ・エネルギー管理士
- ・技術士
- ・建築士
- ・ガス主任技術者
- ・電気主任技術者
- ・ボイラー・タービン主任技術者
- ・その他上記に類する関連国家資格

【経営相談関連の資格】

- ・公認会計士
- ・中小企業診断士
- ・経営士
- ・税理士
- ・社会保険労務士
- ・ファイナンシャルプラン技能士
- ・行政書士
- ・司法書士

- ・その他上記に類する関連資格
- 2) 日本国内に拠点を有していること。
- 3) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- 4) 経済産業省所管補助金等交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- 5) 補助対象事業者の要請により、アドバイス等の専門領域における支援が行えること。

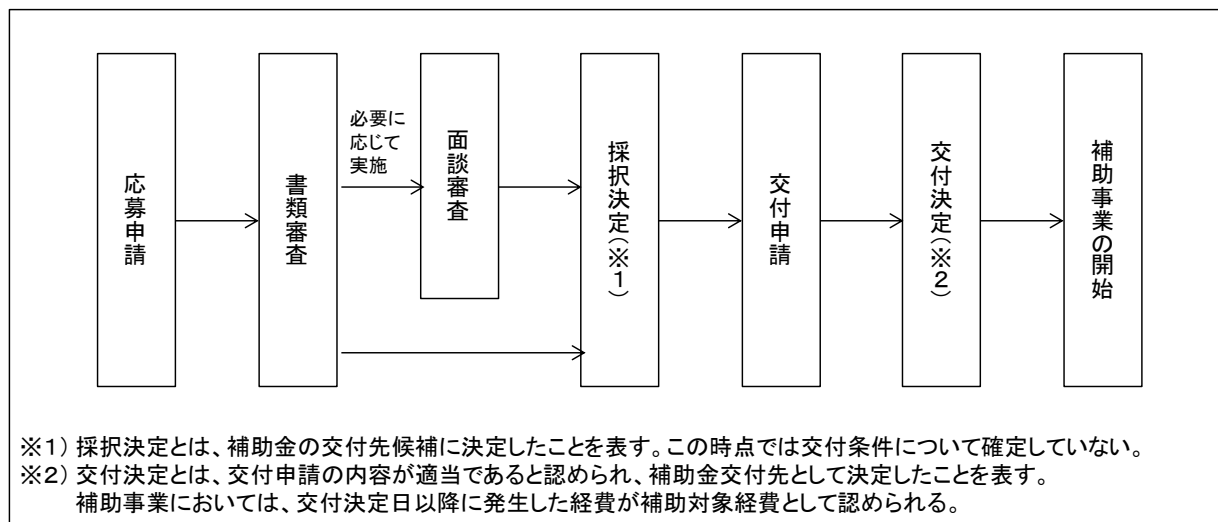
(3) 支援対象者について

①要件

- 1) 日本国内に拠点を有していること。
- 2) 原則として、補助対象事業者の支援対象地域において事業を行っている中小企業等とする。
- 3) 省エネルギーに関する診断（※）をすでに実施済である、もしくは支援を受けるにあたり実施すること。

※省エネルギーに関する診断とは、「エネルギー使用実態に関する定量的な分析」及び「今後の改善についての提案」の2点が提示される診断を指す。（「省エネルギー対策導入促進事業費補助金」で実施する「省エネ・節電無料診断」を含む。）

3. 応募申請～交付決定



(1) 事業の公募

運営事務局は、申請者に対して一般公募を行う。また、本事業のWebページ (<http://shoene-pf.jp>) に公募関連情報を掲載する。

(2) 公募の期間

平成27年3月18日（水）～平成27年4月16日（木）12：00（必着）

※交付決定前に実施している事業に係る経費については、全て補助対象外とする

※必要に応じて4月27日（月）、28日（火）のいずれかに面談審査を実施する。面談審査の有無、及び詳細については書類受付後に個別に通知する。

(3) 応募申請

申請者はWebページ (<http://shoene-pf.jp>) より様式をダウンロードし、以下の資料について電子ファイルを作成のうえ、紙面（正本1部、副本1部）及び電子ファイルを記録したCD-RもしくはDVD-Rを運営事務局宛てに郵送（※）すること。

- ① 応募申請書
- ② 補助事業概要説明書（別添1）
- ③ 協力事業者一覧（別紙1）
- ④ 支援対象者一覧（別紙2）
- ⑤ 支出計画書（別添2）
- ⑥ エネルギー関連資格証明資料（別添1：4. 4. 1の表に記載の者のみ）
- ⑦ 直近年度の会計に関する報告書（財務諸表等）
- ⑧ 補助事業者の機関概要が分かる資料（パンフレット、会社案内等）

提出資料の申請にあたっては、各提出書類の漏れがないかを提出書類チェックシート（p17）を使用して確認すること。

※応募資料は、郵送等配送状況が確認できる手段で送付すること。（直接の持参は不可。）

【提出先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル
株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング部内
省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局 宛

(4) 審査

①審査項目

1) 要件適合性

- ・補助対象事業者としての要件に適合しているか。
- ・補助対象事業者と連携する専門家は協力事業者としての要件に適合しているか。
- ・計画で挙げた支援予定先は支援対象者としての要件に適合しているか。

2) 補助事業の計画の妥当性・有効性

- ・補助事業の目的と整合しているか。
- ・想定される支援対象者に対して、効果的な支援が実施できる計画となっているか。
- ・支援対象領域（地域、業種等）の中小企業等が相談しやすい工夫が見られるか。
- ・支援対象領域（地域、業種等）のより多くの支援対象者が省エネルギーに係る取組を行うことが期待できるか。
- ・計画を実行するのに十分な体制及び実績を保有しているか。

3) 支出計画の妥当性

- ・支出計画に補助対象外、あるいは使途が不明瞭な経費が含まれていないか。

②審査方法

関係分野の有識者で構成された審査委員会において、審査項目に従って審査を行う。（また、必要に応じて面談審査を実施する。面談審査の有無、及び詳細については、書類受付後に個別に通知する。）

③補助対象事業者の選定

審査項目に従った審査の結果及び支援対象領域（地域、業種等）のバランスを考慮し、審査委員会の審査を踏まえて選定する。

なお採択金額が予算額を超える場合は、交付決定金額を調整する場合がある。

(5) 採択決定

補助金の交付先候補として選定された事業者に対して採択決定を行う。

※採択決定とは、補助金の交付先候補に決定したことを表す。この時点では交付条件について確定していない。

①採択結果の通知

採択結果については、申請者に採択結果通知を発送する。

併せて、採択事業者に対して、交付規程、事務処理マニュアル及び採択事業者向け説明会案内を送付する。

②採択事業者向け説明会の開催

採択事業者向け説明会（採択以降の手続き及び事業実施方法の説明会）を開催する。開催日時等は採択事業者に別途連絡する。

(6) 交付申請

交付規程、事務処理マニュアル、採択事業者向け説明会の内容等を踏まえ、交付申請を行う。

(7) 交付決定

交付申請の内容が適当であると認めた場合、補助金交付先としての交付決定を行う。
※補助事業においては、交付決定日以降に発生した経費が補助対象経費として認められる。

① 交付決定の通知・公表

運営事務局は、交付決定した補助対象事業者宛てに交付決定通知を発送する。

運営事務局は、交付決定した補助対象事業者について、事業者名、事業概要等を運営事務局Webページに掲載する。

4. 補助事業の開始～完了

(1) 補助事業の開始

補助対象事業者は、運営事務局から交付決定通知を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となる。

※交付決定前に発生した補助経費は補助対象外とする。

※事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予め運営事務局に報告し、その指示に従うものとする。

(2) 進捗状況の定期報告

補助対象事業者は、事業の進捗状況について定期報告を行う。

報告方法は別途定める事務処理マニュアルに沿って行うものとする。

(3) 支援実績の公表

運営事務局は補助対象事業者から報告された支援実績を随時Webページ上で公開する。

(4) 補助事業の完了

補助対象事業者は、以下のいずれかの時点をもって、補助事業の完了とする。補助事業を完了した場合は、事務処理マニュアルに沿って補助事業完了報告書を提出する。

- 1) 交付申請で掲げた目的と内容が達成された場合。
- 2) 所定の事業期間に達した場合。

(5) 中間報告～補助金の中間支払い

①中間報告

補助対象事業者は、平成27年10月15日（木）までに、「補助事業中間報告書」を運営事務局に提出する。運営事務局は、これを受けて検査を行い、内容に問題がなければ補助金の中間支払いを行う。支払いは原則精算払いとする。

②中間検査

中間検査においては、主に、補助対象事業者が本事業のための使用した経費のうち、特に公募要領において認められた費用の使用状況を確認する。具体的には、経理書類の確認、面談による経費使用実態についての聞き取り等を行う。

③補助金の中間支払い

- 1) 補助対象事業者は、運営事務局が中間支払い金額を確定した後、「概算払請求書」を運営事務局に提出する。
- 2) 運営事務局は「概算払請求書」の受領後、補助対象事業者に補助金を支払う。

(6) 実績報告～補助金の支払い

①実績報告及び補助金額の確定

補助対象事業者は、事業完了した日から起算して30日以内に、「補助事業実績報告書」を運営事務局に提出する。運営事務局は、これを受けて確定検査を行い、内容に問題がなければ補助金の支払いを行う。支払いは原則精算払いとする。

②確定検査

確定検査は、交付規程に基づき実施する。補助事業実績報告書に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定する。

③補助金の支払い

- 1) 補助対象事業者は、運営事務局が補助金額を確定した後、「精算払請求書」を運営事務局に提出する。
- 2) 運営事務局は「精算払請求書」の受領後、補助対象事業者に補助金を支払う。

(7) 補助金の支払い以降

補助金の支払い以降、成果普及を目的とした経済産業省が実施するイベント等への参加を依頼することがある。

また、補助金の支払いに際し整備した帳簿及びすべての証拠書類については、補助金の支払い以降も他の経理と明確に区分して保管すること。

5. 本事業に関するお問合せ先

お問い合わせ窓口

省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局

(株式会社 野村総合研究所

社会システムコンサルティング部・業務革新コンサルティング部)

TEL : 03-5533-2335 (受付時間 : 平日 9:30~12:00、13:00~17:00)

E-Mail : shoene-pf@nri.co.jp

「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」Web ページ
<http://shoene-pf.jp> (随時更新)

*個人情報の取り扱いについて

「平成26年度補正予算 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業)」に関する個人情報は、補助事業の運営支援・調査業務の遂行に利用する他、関連するセミナー、シンポジウム、パンフレット・事例集、本事業の効果検証のための調査・分析、国が行うその他調査業務等に利用することがある。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。また、同一の経費等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがある。

<成果の公表について>

本事業による成果を一般に紹介するため、成果を発表することがある。発表にあたっては、運営事務局が必要と認めた内容を個人情報保護に配慮した形で公表する。

また、運営事務局において上記に係る情報管理を担当する株式会社野村総合研究所では、下記の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取り扱いについて」に則って個人情報を管理する。

個人情報保護方針 : <http://www.nri.co.jp/site/security.html>

個人情報の取り扱いについて : <http://www.nri.co.jp/site/privacy.html>

6. 参考資料（書類提出方法等）

参考：提出資料チェックシート

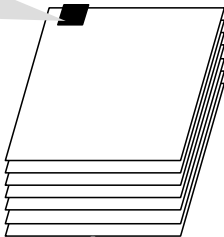
提出書類		留意点	チェック			電子ファイル ファイル形式
NO	書類名		正本	副本	電子	
01	応募申請書	要押印				doc 又は docx
02	補助事業概要説明書（別添1）					doc 又は docx
03	協力事業者一覧（別紙1）					xls 又は xlsx
04	支援対象者一覧（別紙2）					xls 又は xlsx
05	支出計画書（別添2）					xls 又は xlsx
06	エネルギー関連資格証明資料	別添1の4.4.1の表に 記載している者につ いて添付				pdf
07	直近年度の会計に関する報告書					形式は問わない
08	補助事業者の機関概要が分かる資料 （パンフレット、会社案内等）					形式は問わない

※チェック欄に○を記入のうえ、本頁を書類の冒頭に添付すること。

参考：書類提出方法

書類のまとめ方

左上をホッチキス、ダブルクリップ等で束ねる
書類が厚くなる場合は、
ファイル等で閉じること
も可



揃える順番

- ① 提出資料チェックシート
- ② 応募申請書
- ③ 補助事業概要説明書（別添1）
- ④ 協力事業者一覧（別紙1）
- ⑤ 支援対象者一覧（別紙2）
- ⑥ 支出計画書（別添2）
- ⑦ エネルギー関連資格証明資料
- ⑧ 直近年度の会計に関する報告書
- ⑨ 補助事業者の機関概要が分かる資料
（パンフレット、会社案内等）

書類の提出の仕方



正本1部
（片面印刷、押印必須）（正本の写し、両面印刷可、コピー可）



副本1部



CD-R（DVD-R）1枚
（団体名を明記のこと）

⇒上記3種類の資料を纏めて事務局へ郵送すること（直接持参は不可）

提出先

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル
株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング部内
省エネルギー相談地域プラットフォーム運営事務局 宛
（平成27年4月16日（木）12時必着）